

# 質疑回答書

令和元年10月17日

契約番号 2019001311  
件名 情報系プリンタ賃貸借

質 疑	回 答
<p>1. 本件で調達された機器が賃貸借期間を満了した後、機器の撤去は落札者（三社契約の場合はリース会社）の負担となるのでしょうか。</p> <p>また、落札者（三社契約の場合はリース会社）が機器の撤去を行う場合、伊賀市様で機器を一ヶ所に集めていただいたうえで、落札者が引き揚げる形でよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 本件で調達された機器が賃貸借期間を満了した後は、機器の取り外し又は解体及び当市指定場所への収集までの作業については、次の機器更新時の落札者に委託するものとします。</p> <p>1ヶ所に集めた機器を引き揚げる作業については、今回の落札者が行うものとします。</p>

※この回答に対する質問は受付できません。